別紙様式第十号の二第二の3．(2)の表中「少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）」を「当期純利益（又は当期純損失）」に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意に、中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

「少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）」	「当期純利益（又は当期純損失）」
×××円	×××円

別紙様式第十号の二第二の3．(3)の表中

「当期純利益（又は当期純損失） 親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失） 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）」	「当期純利益（又は当期純損失） 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）」
××× ××× ××× ××× ××× を	××× ××× ××× に、

「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意1．及び同記載上の注意10．中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別紙様式第十号の二第二の4．の表中「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

別紙様式第十号の二第二の5（直接法により表示する場合）の表及び（間接法により表示する場合）の表中「少数株主への配当金の支払額」を「非支配株主への配当金の支払額」に改める。

連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	

内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

様式第一別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第二別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第三別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第四別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第七別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第八別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第九参考単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同参考連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

様式第十別表1単体の表中「税引後当期純利益」を「当期純利益」に改め、同別表連結の表中「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」に、「税引後当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中労働金庫法施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の改正規定、同令別紙様式第七号の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第九号第2の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第九号第3の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十号第2の二第2の2．の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十号第3の表記載上の注意の改正規定（12．に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の二第2の2．の表記載上の注意の改正規定並びに附則第三項の規定公布の日

二　第一条中労働金庫法施行規則別紙様式第九号第1の改正規定、同令別紙様式第九号の二第1の3．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十号第1の改正規定及び同令別紙様式第十号の二第1の3．の表の改正規定（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）並びに附則第四項の規定　平成二十七年三月三十一日

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第百十五条第二号ロ(3)並びに別紙様式第二号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号第3の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分を除く。）及び第2（2．の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十号第3の表記載上の注意（12．を除く。）並びに別紙様式第十号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分を除く。）及び第2（2．の表記載上の注意を除く。）の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。